

表紙共 7 葉

仕様書番号

34

作成年月日

令和6年6月18日

高圧ケーブル交換補修

陸上自衛隊施設学校

工事件名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	1 / 7
図名	表紙	縮尺	—
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日

工 事 仕 様 書

- 1 件 名：高圧ケーブル交換補修
- 2 場 所：茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地
- 3 概 要：高圧ケーブル交換 250m
- 4 種 目：電気設備補修 一式
- 5 一般事項
- (1) 本仕様書及び図面は、陸上自衛隊勝田駐屯地で行う「高圧ケーブル交換補修」について必要事項を規定する。
- (2) 本補修は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは請負業者の負担により、確実に実施する。
 ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」
 イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
- (3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等のメーカー仕様による。
- (4) 図面の内容と現況に相違がある場合、図面に明記なき場合及び疑義が生じた場合は、監督官を通じて契約担当官と協議する。
- (5) 責任施工
 施工は、すべて本仕様書等及び工事標準仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。
- (6) 現場代理人及び主任技術者
 現場代理人は、施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1部提出するものとする。
- (7) 工程表
 請負業者は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
- (8) 材料
 ア 仮設用資材及び特に示されたもの以外はすべて新品とする。
 イ 使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用する。
 ウ 使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受ける。
- (9) 現場管理
 ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。
 イ 本補修の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、請負業者の負担により直ちに現状復旧する。
 ウ 使用する電気及び水については、請負業者において持ち込みとする。

- (10) 写真
 ア 写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。
 イ 撮影要領
 (7) 各工程毎施工前、施工中（特に、外部から明視できなくなるおそれのある箇所は確実に撮影する）及び完成後、同一場所、同一方向から撮影する。
 (4) 作業看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載する。
 (ウ) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。
 (イ) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。
- (11) 関係書類等の管理
 ア 関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期する。
 イ 請負業者は、本仕様書等を当該作業関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。
- (12) 作業実施日及び作業時間
 ア 土日、祝日の作業は原則認めないものとする。
 イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08:15～17:00）に合わせて実施する。
 ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施する。
- (13) 発生材等の処理
 ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬入する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従う。
 イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努める。
 ウ 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票の写しのほか、その他監督官の指示するものを提出する。
 なお、処理を委託する場合、委託契約書の写しも合わせて提出する。
- (14) 完成検査
 ア 請負業者は検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は請負業者の負担により是正した後、再検査を受けるものとする。
 イ 完成後、検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。
- (15) 環境への配慮に関する要求事項
 請負業者は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業が実施できる。

件 名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	2 / 7
図 名	仕様書（1）	縮 尺	—
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日

6 特記事項

(1) 既設部品表（撤去表）

品名	規格	数量	単位
高圧ケーブル	6kV EM-CET22sq	250	m
端末処理材		2	個

(2) 交換部品表

品名	規格	数量	単位
高圧ケーブル	6kV EM-CET (EE) 22sq	250	m
端末処理材	NTS6-2T	2	個

※上表の交換部品は同等品以上とする。

(3) 仮設電源用リース表

品名	規格	容量	数量	単位
高圧電源車	3φ3W6.6kV	450kVA	1	台
低圧発電機	1φ3W100V/200V	10kVA	1	台
	3φ3W200V	100kVA	1	台

※上表の発電機等は同等品以上とする。

(4) 既設管路は再利用とする。

(5) 試験・試運転調整

部品交換実施後、絶縁抵抗測定及び耐圧試験を行い、正常に稼動するか確認する。不具合が発生した場合、補修に係る見積書を監督官に提出する。

(6) 作業中は停電が発生するため「仮設電源用リース表」に基づき請負業者の負担にて設置する。その際、発電機等に使用する燃料、ケーブル及び端末処理においても請負業者の負担にて準備する。

(7) 停電作業は1日で完了させるものとし、休日（土日）の6時から15時を基準とし、細部調整とする。

(8) ケーブルのふ設

ア 管内にケーブルをふ設する場合は、引入れに先立ち管内を清掃し、ケーブルを損傷しないように管端口を保護した後、引入れる。

イ ケーブルの引込口及び引出口から水が屋内に侵入しないように防水処理を行う。

ウ ケーブルは、要所及び引込口、引出口近くのハンドホール内で余裕をもたせる。

エ ケーブルは、管路内に接続部があってはならない。

オ ケーブルを曲げる場合は、被覆が傷まないように行い、その屈曲半径（内側半径とする。）は仕上り外径（トリプレックス形の場合は、より合せ外径をいう。）の8倍以上とする。

カ ハンドホールその他の要所のケーブルには、合成樹脂製、ファイバー製の表示札又は表示シート等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。

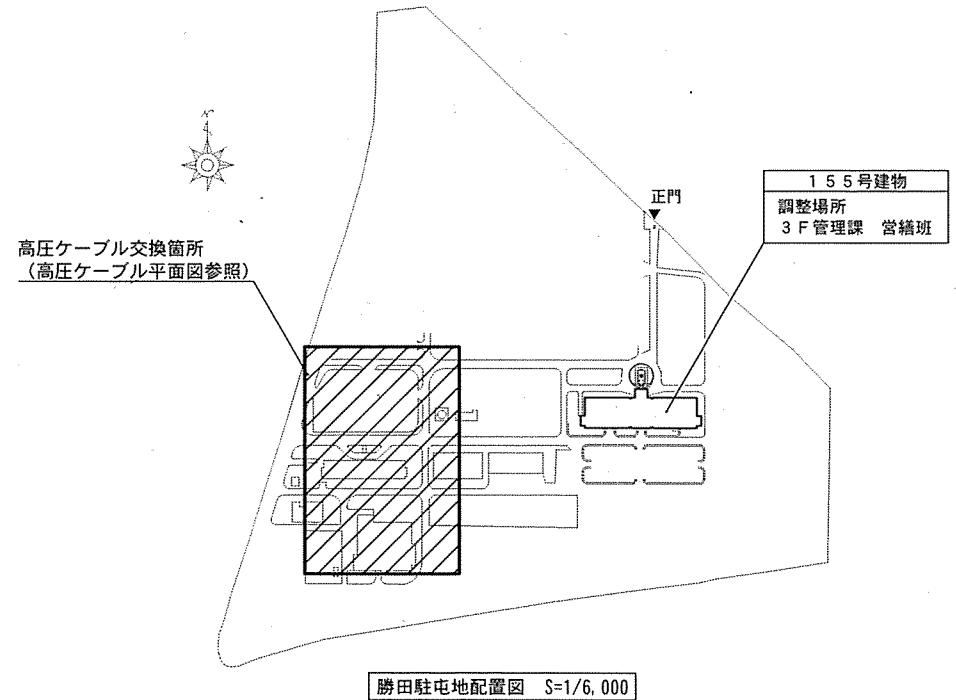
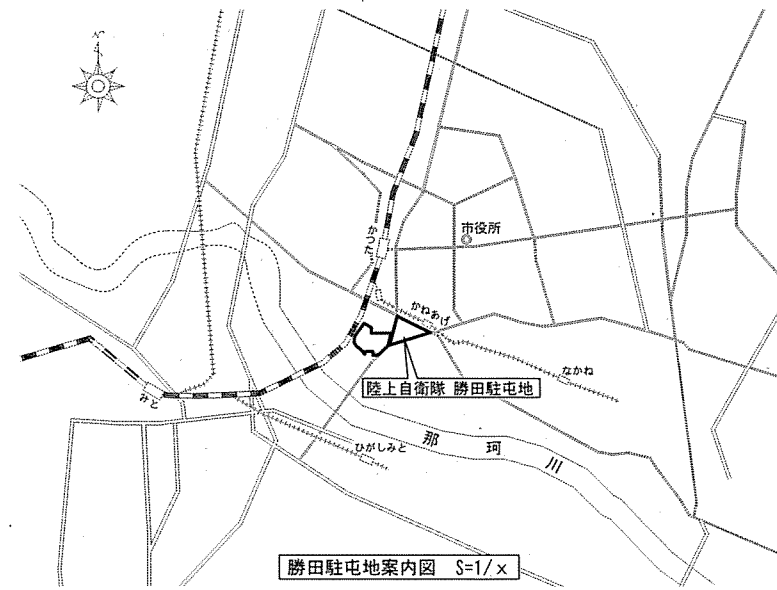
キ 地中電線相互及び地中電線と地中弱電流電線等との離隔について、ハンドホール等の内部で接触しないようにふ設すること。

(9) その他

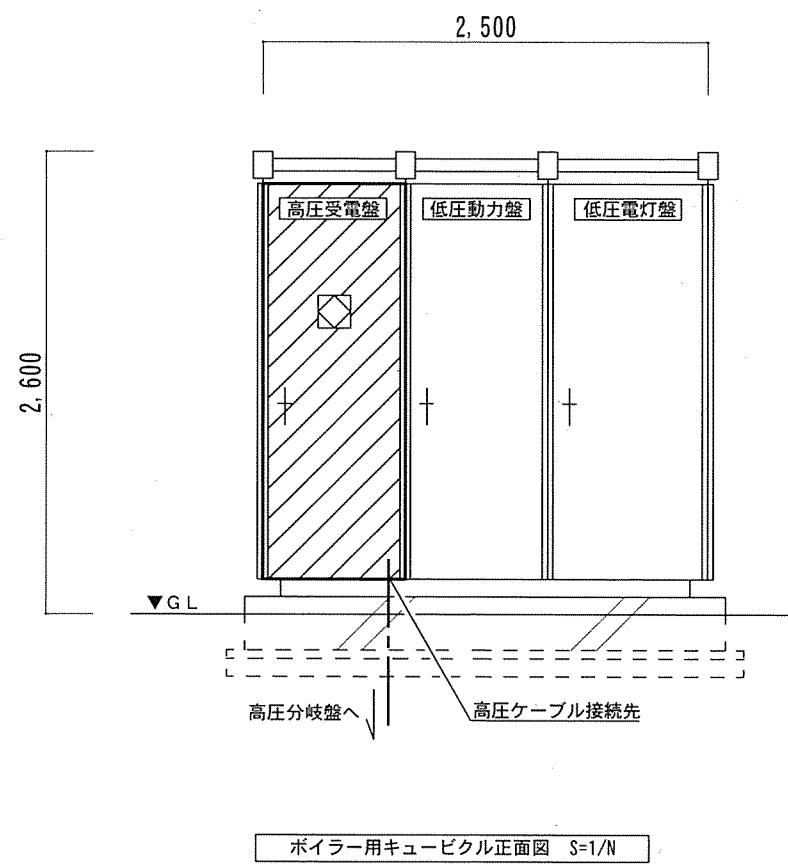
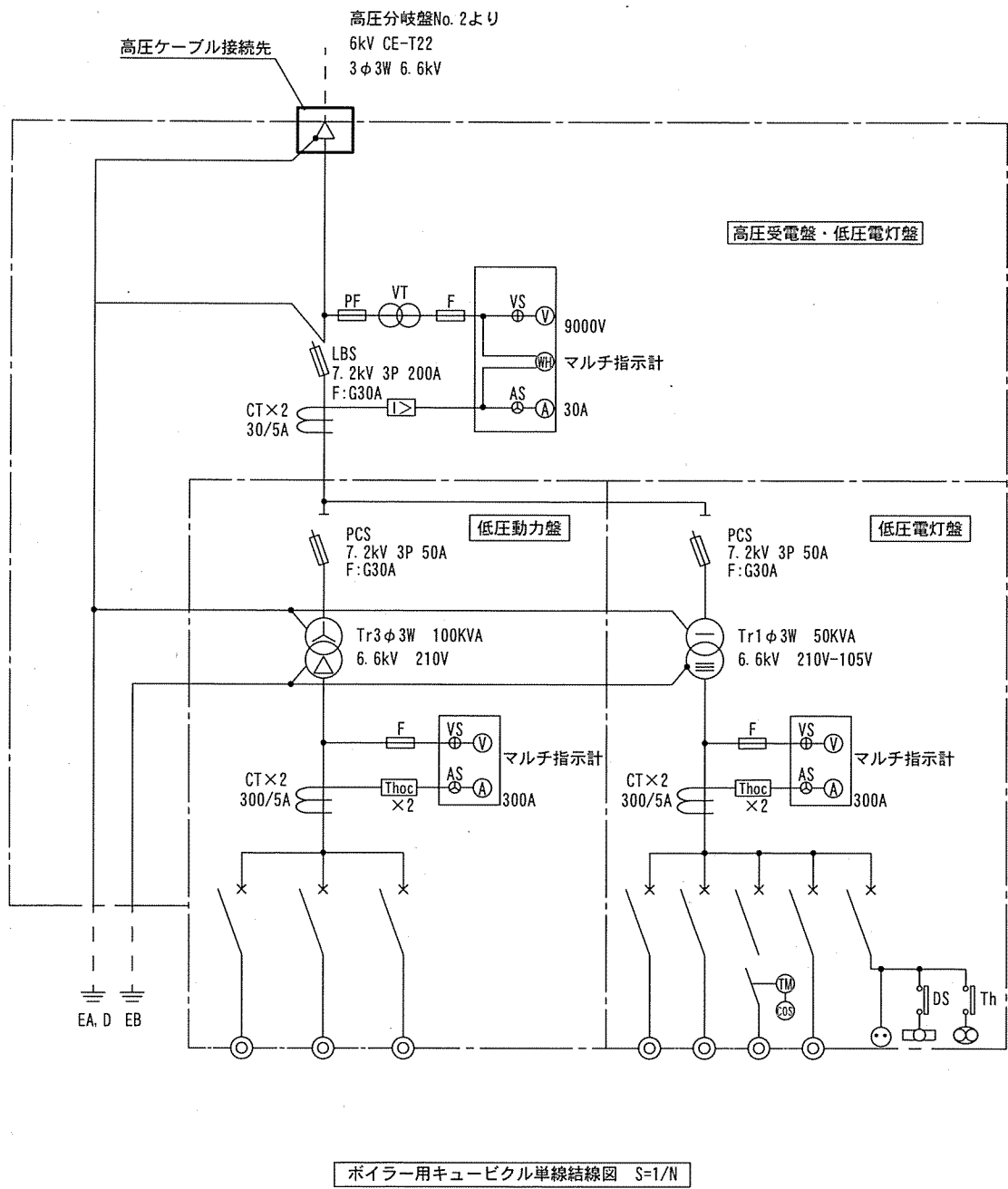
請負業者は監督官の指示する関係資料を提出するものとする。

7 調整先

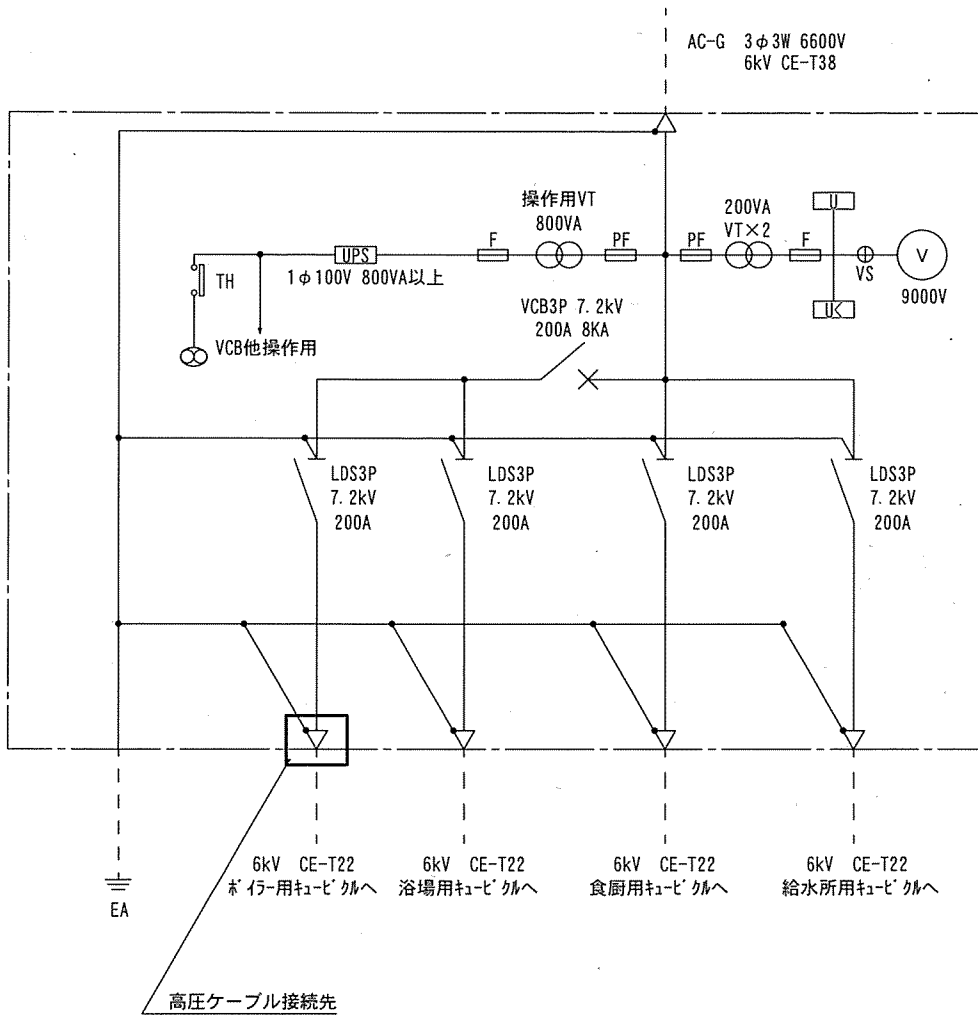
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 工事企画係
029-274-3211（代表）内線251



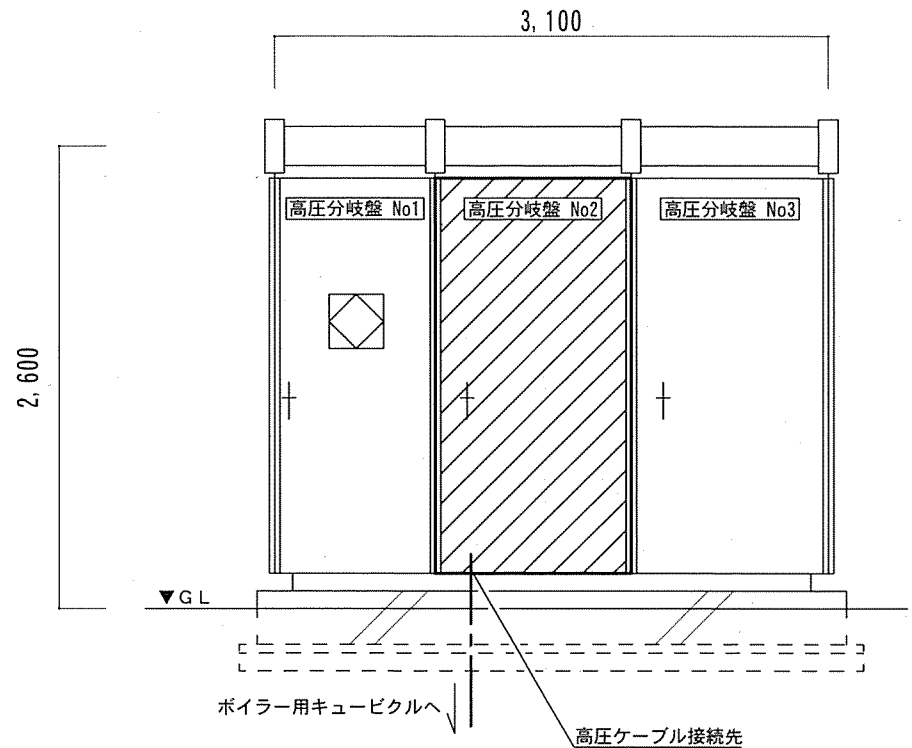
工事件名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	3 / 7
図名	仕様書(2)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日



工事件名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	5 / 7
図名	ボイラー用キュービクル単線結線図、正面図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日

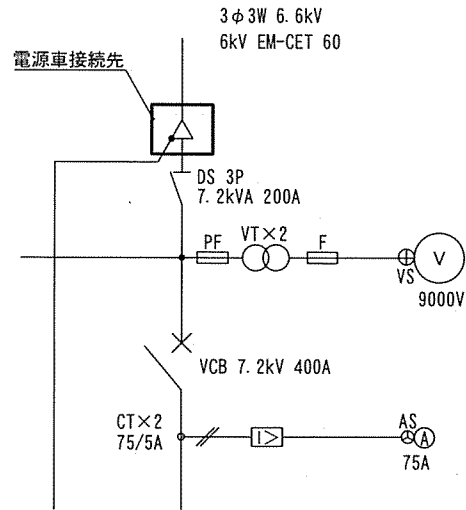


高圧分岐盤単線結線図 S=1/N

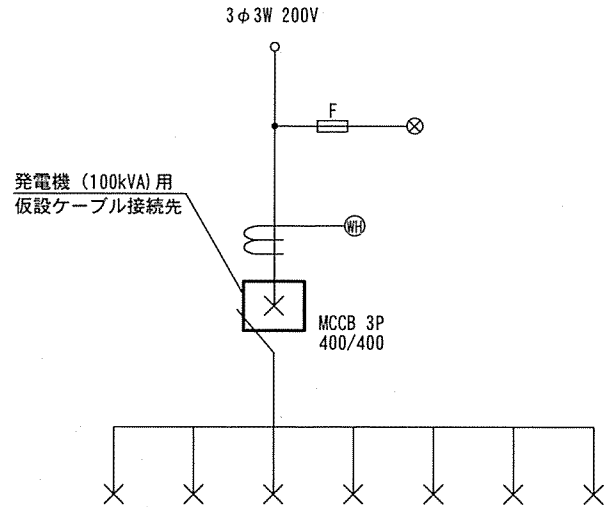


高圧分岐盤正面図 S=1/N

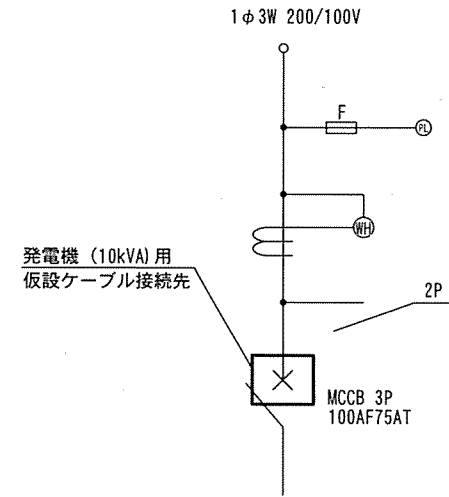
工事件名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	6 / 7
図名	高圧分岐盤単線結線図、正面図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日



隊舎その他用キュービクル単線結線図 S=1/N



ボイラー室動力盤単線結線図 S=1/N



ボイラー室電灯盤単線結線図 S=1/N

工事件名	高圧ケーブル交換補修	図面番号	7 / 7
図名	発電機接続先単線結線図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和6年6月18日